

第4回 町営斎場建替事業適地検討委員会

(1) 検討地の課題・法的制限・地理的条件等について、町の考え方

① 現計画地（梅川町）

・現計画地の経過

平成30年度に町営斎場建替事業の本工事に着手。

平成30年の敷地造成工事中に法面の一部が崩落。

令和元年に地すべりが発生。地すべり発生により工事中断。

土質調査、地下水の調査・観測、これらを解析し地下水の変動や地盤の変動が問題であると評価し、

令和3年度に地すべり対策工を実施。

（地下水排除（横ボーリング）と押さえ盛土工による対策）

・建築面積の問題

霊園の地すべり対策のため、当初計画していた建替スペースの減、予定していた建物の配置が困難。

当初計画 床面積 1,177 m² （1階 1,041 m²、2階 136 m²）

（会葬者の利用は1階のみとなり、機械室が一部2階）

地すべり対策後の現況に近い状態での建築となれば、会葬者の利用スペースを一部2階建てとなる（待合室・トイレ等）

・地形に対する考え

計画していた進入路が整備できず、急こう配な道路のままとなる。

地すべり解析による数字上の安全は確保されているが、丘陵地であるが故の不安要素あり。

- ・地すべり、地下水対策

現計画地（梅川）で、当初計画面積で建築する場合は、敷地を拡張する必要があり、建設箇所が盛土造成地であるため、新たな地すべり対策に要する費用が多大なものとなる。（敷地を確保するために地すべり対策を施した斜面をグラウンドアンカーにより急勾配にする場合の費用は2億から3億円は掛かる（H30久米試算）、建設地直下の地すべり対策の検討も要す）併せて地下水の対策も必要となる。

- ・建替工事中の動線の問題

既設火葬場の前を利用することが必然であり、建設車両の往来ならびに資材運搬など時間的制約ならびに調整が必要となる。

建設工事中、解体工事中は会葬者の駐車場利用に調整を要す。（建設2年、解体1年は利便性が悪くなる）

② 都市公園予定地（黒川町）

・住宅や学校との距離について（法的制限）

・計画標準（建設省 昭和 35 年）で位置の規定があり、「火葬場」は付近 300m以内に学校、病院、住宅群がないこととされていたが、現在、この基準で制限されることはない。（平成 12 年、地方分権一括法により廃止）

・北海道の条例（墓地、埋葬等に関する法律施行細則）第 5 条（設置場所の基準）で道路、軌道、河川、公園、学校、病院その他公共施設及び人家から 110m以上離れている場所とあるが、ただし書きで知事が公衆衛生上その他公益の見地から認める場合はこの限りでないとなっており、自治体が行う場合は公益上の扱いとなると考える。

（110m以内に人家や病院等は存在していない）

・建築基準法・都市計画法

・建築基準法～法第 51 条・・・特殊建築物の位置

火葬場は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築・増築できない。

市町村都市計画審議会が置かれている場合は、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

とされており、先の計画標準（建設省）や道条例の位置的な目安の距離はあるが、そもそも制限されることはなく、都市計画審議会で位置が定まれば法律上問題ない。

・都市計画法～法第 11 条第 1 項の 7（都市施設）・・・都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。 市場、と畜場又は火葬場

都市計画審議会の議を経て、都市計画決定を要す。

- ・洪水・津波等の防災面について

余市川の洪水浸水想定区域が示されているハザードマップでは、100年に1回の24時間雨量181mmで想定されており、都市公園予定地の周辺は0.5m～3.0mの浸水区域となっているが、建築を想定しているグラウンド部の地盤高（標高）は5.0mであり、建設地は浸水しないため問題ない。

余市川から余市中の川へのバックウォーターについては、地形的条件のみを見ると発生すると想定できるが、実際は合流部分に樋門があるため、樋門を閉めることによりバックウォーターは発生しない。

また、浸水区域となる市街地を通過する国道5号においては、国が定める「第1次緊急輸送道路」であり、災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線となるため、早期機能回復が見込める。

津波については、中の川右岸側の青葉沼周辺は警戒区域となっているが、左岸の都市公園予定地は計画区域ではない。

これらを踏まえ、防災面で他に比べ特段劣るとは考えていない。

- ・雪捨て場について

グラウンドより仁木側は、町道の雪捨て場であり、冬期間の生活道路となる町道の排雪に支障が出ないように、存置する方向で考えている。

グラウンドより海側は、国道・道道の雪捨て場となっているが、町道と同様に冬期間の通行路確保に支障が出ないように調整が必要である。

- ・周辺の景観について

周辺の既存の風致は可能な限り保存に努める。

緩衝緑地を整備し周辺への配慮に努める。

- ・過去の塵芥埋立について

過去の資料より、埋め立てていない場所で想定をしている。

- ・都市公園予定地の埋立、下水処理施設の建設計画、都市公園予定地となつてから現在に至るまで。

埋立場所 ～ もともと余市川は蛇行しており、長い年月の間に大水などにより川筋が変わり曲がった部分で取り残された「三日月湖」にゴミや土を埋め立てた。
(昭和 20 年代の地形図ならびに航空写真にて三日月湖を確認)

ごみ埋立 ～ グラウンド手前とグラウンド海側から中の川間の三日月湖

- ①昭和 38 年から埋立てられてるとの書類あり (昭和 46 年の書類より)
黒川町 1267 地先 (旧河川用地 最も川に近い部分)
- ②昭和 49 年以前に塵芥処分地として使用されており、昭和 49 年に覆土を依頼されている。
(黒川町 1264-16 付近一帯 (旧河川用地と当時松下所有地))
- ③昭和 57 年 塵芥処分地として使用。
黒川町 1264-3 地先 (旧河川用地)

土砂埋立 ～

- ・三日月湖の仁木側半分は、昭和 47 年から昭和 50 年にかけて美園団地 B 棟付近から土砂搬入記録あり (35,000 m³)。 塵芥を埋めた記録なし。

土地売買 ～

- (建設想定箇所) 黒川町 1268 番～1270 番地 (グラウンド仁木側半分)
昭和 54 年に下水終末処理場用地として売買仮契約。
所有者と土地開発公社
昭和 55 年 社会体育施設用地として売買予約契約。
昭和 56 年 都市公園用地として土地売買契約。
(仮契約、予約契約、売買契約と順を踏んでいるが、この間に昭和 54 年 12 月に下水処理所建設反対の陳情がされ、昭和 55 年 3 月に新たな建設候補地の提示を町が求められた)

★都市公園予定地となった時期

- ・昭和 56 年 11 月の臨時会にて、議決を経て、
昭和 56 年 11 月 20 日余市町公告第 18 号 都市公園法第 23 条第 1 項の
規定に基づき、

名称：(仮称) 余市河畔運動広場

面積：9.2 h a

- ・昭和 62 年 6 月の定例会にて、議決を経て、
昭和 62 年 7 月 6 日余市町公告第 4 号 都市公園法第 23 条第 3 項の規
定に基づく区域の変更

名称：(仮称) 余市河畔運動広場

面積：12.2 h a

国有地の取得 ～

- ・都市公園予定地へ進入する道路は余市中の川の河川敷地であり、取得
は不可能であり、進入路を整備する場合は河川占用を必要とする。

グラウンド周りや雪捨て場となっている国有地は旧河川であり、取得
する場合は用途廃止し、法定外公共物として町が譲与により取得となる
が、用途廃止の事務手続きに期間（一年以上か）を要す。

地質 ～

・都市公園予定地・・・

余市川河口からフゴッペまでは河川沿いや沿岸低地によく見られる沖積層（ちゅうせきそう）が厚く堆積しており、当地区も余市川の営力で形成された沖積層が分布し、多くは砂質土（砂・礫まじり砂で構成）と粘性土（粘性の弱いシルト）と考えている。（深度 20m 位までか）

沖積層の下に洪積層と呼ばれる比較的古くから堆積した地層で固結が進んでおり、比較的良好な地盤があり、深度 25m 付近から重要構造物の支持層として期待できる砂礫層が分布してくると考えられる。

・現計画地（梅川）・・・

梅川霊園は斜面を切り盛りして造成した施設であり、表土に近い部分は礫分を含んだ粘性が主体となっている。

浅い部分は崩積崖錐堆積土（ほうせきがすすいたいせきど）となっており、風化した礫質土砂が薄く堆積している。

その下に美国湯内累層となっており凝灰角礫岩（火山碎屑（さいせつ）岩～火山から噴出された火砕物が堆積してできた岩石）が分布している。

この凝灰角礫岩層の中で強風化により土砂化し、脆弱となった部分との風化境界での滑りが考えられる。

風化のしていない凝灰角礫岩層が支持層となり、深度 6、7m 付近に存在している。